

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(総務局分)(令和8年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	法制文書課	228-7389	市例規データベースに係るデータ更新等業務	株式会社ぎょうせい関西支社	—	R8.4.1	<p>本業務は、市例規データベースシステムの更新、例規データの蓄積、例規集の追録の発行及び加除等を行うことを目的とするものであり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、法制執務にのっとり正確なデータ更新処理を行うとともに、システム上の障害管理を行うなど、当該システムの詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>当該システムに係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の長期化などが発生するおそれがあり、正確な例規の制定改廃手続の執行、適切な例規に基づく事務執行等の業務に影響を与えることになり、結果として市民サービスに多大な不利益をもたらすおそれがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した当該業者以外に無いため、随意契約を行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	単価契約 例規データベース更新業務:1,540円/1頁、例規集追録発行等業務:77円/1頁、CD-ROM作成業務:23,100円/1回)
2	法制文書課	228-7389	文書管理システム運用管理業務	NECソリューションイノベータ株式会社	10,189,717	R8.4.1	<p>本業務は、文書管理システムに係る各種質問への回答、マスターデータの年次更新、操作性の向上等を目的とした設定変更及び改修を行うとともに、システム障害等の緊急事態への対応も行うものである。当該業務の履行には、当該システムの設定に係る詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠であり、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の目的が競争入札に適しない。</p> <p>当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、知識等の不足により本市からの質問に迅速に対応できないほか、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の長期化等が発生する、障害への対応も迅速に行えない等、事務効率の向上及び安定的なシステム稼働に影響を与える恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムを構築した業者であるNECソリューションイノベータ株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
3	総務サービス課	228-2770	職員情報システム運用保守業務	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	91,717,890	R8.4.1	<p>本業務は堺市職員情報システムにかかる運用管理及び保守業務を行うものであり、適切な履行には堺市職員情報システムにかかる詳細な知識及び保守にかかる技術が必要不可欠であり、当該知識等を有しないものの履行は不可能である。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しないものが履行する場合は、重大な設定漏れが起こり得たり、また不具合時に即座に対応できないなど、システムの安定稼働に重大な影響を与えることが予想されることから、本業務の詳細な知識等を有しないものに履行させることはできない。</p> <p>よって、本業務の履行に必要な知識等を有し本業務を履行することができるのは、本システムの開発者である富士通Japan株式会社のみしか存在しないため、本業務は競争入札に適さず、当該事業者との一者随意契約を行うもの。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契	
4	行政総務課	228-7010	本庁舎中央監視装置保守点検業務	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社	14,242,800	R8.4.1	<p>アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社は、当該設備機器の製造・設置業者であり、中央監視盤及び各種制御機器は製造業者専用の通信形態で制御を行っているため、異なる業者では同システムに接続することができず、コンピュータ制御されている当該設備機器の保守点検を行うことができない。</p> <p>以上の理由により、本業務は当該業者でないと履行できない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	

5	行政総務課	228-7010	本館非常用発電機設備点検業務	川崎重工工業株式会社 関西支社	2,761,000	R8.4.1	<p>本設備は、送電事業者側の非常停電時にも本館の防災、監視制御設備、照明設備など停電させることの出来ない設備の電源を確保する為に重要な設備であり、製造メーカーが独自の技術により設計製作を行い、その構造・仕組み・操作方法をはじめ、機械装置・電気制御装置の各部品・システムも製造メーカーごとに異なるものとなっている。</p> <p>また、各部品は互換性がなく、各製造メーカーが持つ独自のノウハウがなければ、本設備の保守点検業務は履行できない。上記業者は、当該設備の製造メーカーであり、設備の構造・制御方法について、専門的且つ高度な技術を有しており、保守点検業務を安全かつ、確実に履行することが出来る唯一の業者である為、当該業者と随意契約をするものです。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
6	行政総務課	228-7010	高層館ガスエンジン発電装置保守点検業務	JFEエンジニアリング株式会社 大阪支店	17,530,986	R8.4.1	<p>本設備は、送電事業者側の非常停電時にも高層館の昇降機設備など停電させることの出来ない設備の電源を確保する為に重要な設備であり、製造メーカーが独自の技術により設計製作を行い、その構造・仕組み・操作方法をはじめ、機械装置・電気制御装置の各部品・システムも製造メーカー独自のものとなっている。そのため、製造メーカーが持つ、設備の構造やシステム構成等の詳細な知識及び技術が不可欠であり、当該設備を製造した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に他の業者が本業務を履行した場合、設定の誤り等が生じ、電源の確保が出来なくなることとなり、非常時に高層館の昇降機設備が作動しない等、市民に影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>JFEエンジニアリング株式会社は、当該設備の製造メーカーであり、設備の構造・制御方法について、専門的且つ高度な技術を有しており、保守点検業務を安全かつ確実に履行することが出来る唯一の業者である為、当該業者と随意契約するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
7	行政総務課	228-7010	本庁舎構内電話交換設備保守業務	都築電気株式会社 大阪オフィス	-	R8.4.1	<p>平成29年度に当該設備の更新工事を一般競争入札により行い、富士通株式会社製の構内電話交換設備を導入している。</p> <p>都築電気株式会社は、当該設備機器の製造業者(富士通株式会社)より、堺市役所本庁舎にある当該設備の保守点検について業務移管を受けており、他の業者では、本市独自に構築されているシステム・ソフトウェア・データベース等を把握できず、コンピューター制御されている当該設備の保守点検ができない。また、当該設備が緊急修繕を要する場合、業務移管を受けている上記業者であれば迅速に対応を行うことができる。</p> <p>内線電話増設等作業に当たっては、各内線電話におけるデータ設定・変更を伴い、内線電話のデータ設定や管理などを行う保守点検と密接不可分の関係にある。端子表を管理するデータベースは上記業者以外が操作することが不可能であり、本作業を上記業者以外が行った場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>以上の理由から、本業務の履行に必要な設備・高度の知識及び技術を有するものが上記業者1者しかないため、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。</p>	1者随契	総価契約分 15,576,000円 単価契約分 9,350 円/1台
8	行政総務課	228-7010	本庁舎エレベータ設備保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	36,616,800	R8.4.1	<p>本業務の履行に必要な設備、高度の知識及び技術を有する者が1者しかないため、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。</p> <p>本設備は、高速かつコンピューター制御を要する特殊なエレベータ設備であり、当該設備の保守には専用のメンテナンスコンピューターにおける運行データの確認・分析、また当該設備に係る高度な知識及び技術が必要である。</p> <p>当該エレベータ設備に係る高度な知識及び技術を有し、また、専用のメンテナンスコンピューターを所有している者は、当該設備機器の製造業者のメンテナンス部門を担当している三菱電機ビルソリューションズ株式会社以外にないため、当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
9	行政総務課	228-7010	堺保健センター棟及び立体駐車場棟のエレベーター設備保守点検業務	東芝エレベータ株式会社 関西支社	6,270,000	R8.4.1	<p>本エレベーターは、来庁者や職員が頻繁に利用するため、エレベーターの運行に支障をきたさないよう、通常の維持管理のみならず、システムにより常時エレベーターの状態を監視し、故障に対する未然の対策や異常発生時の緊急対応及び迅速な復旧作業ができるよう、遠隔監視システムによる保守が必要である。</p> <p>遠隔監視システムによる保守には、専用のメンテナンスコンピューターにより常時運行データの確認・分析を行い、異常状態の早期発見や、システムによる定期的及び臨時的なメンテナンス作業、遠隔操作でのプログラミング作業等、当該設備に係る高度な知識及び技術が必要である。</p> <p>当該エレベーター設備に係る専用のメンテナンスコンピューターを所有し、高度な知識及び技術を有している者は、当該設備機器の製造・設置業者である東芝エレベータ株式会社以外にないため、契約の性質及び目的が競争入札に適さず、当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	